

沖縄労働局発表
令和3年1月15日(金)

【照会先】

職業安定部長 大山 徹
職業対策課長 伊福 美香
(電話) 098-868-3701
(FAX) 098-951-3507

民間企業における雇用障害者数、実雇用率、 法定雇用率達成企業の割合は過去最高を更新

～ 令和2年 沖縄県内の障害者雇用状況の集計結果 ～

沖縄労働局では、このほど、沖縄県内の民間企業や公的機関などにおける、令和2年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。（P10参照）

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率2.2%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新

- ・雇用障害者数は4,891.0人、対前年3.7%（176.5人）増加
- ・実雇用率は2.74%、対前年比0.08ポイント増加。全国2位（前年2位）

○法定雇用率達成企業の割合も62.2%（前年比2.9ポイント上昇）と過去最高を更新

- ・対象企業1,014社、法定雇用率達成企業631社

<公的機関>（法定雇用率2.5%、県教育委員会は2.4%）※（ ）は前年の値

- ・県の機関：雇用障害者数168.5人（157.0人）、実雇用率1.99%（1.89%）
- ・県教育委員会：雇用障害者数199.5人（212.0人）、実雇用率1.70%（1.78%）
- ・市町村等の機関：雇用障害者数427.5人（376.0人）、実雇用率2.18%（2.24%）

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1. 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は、4,891.0人で、前年より176.5人増加（前年比3.7%増）し、17年連続で過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は2,653.5人（対前年比3.2%増）、知的障害者は1,438.5人（同7.6%増）となり、前年より増加したが、精神障害者は799人（同1.1%減）と前年から減少した。
- ・ 実雇用率は、2.74%（前年は2.66%）、法定雇用率達成企業の割合は62.2%（同59.3%）であった。

〔第1表、グラフ(1)(2)〕

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、45.5～100人未満規模企業で747.5人（前年は728.5人）、100～300人未満で1,680.0人（同1,709.5人）、300～500人未満で686.5人（同608.5人）、500～1,000人未満で548.5人（同487.5人）、1,000人以上で1,228.5人（同1,180.5人）となり、100～300人未満規模企業で前年より減少し、その他の規模企業で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、45.5～100人未満規模企業で2.22%（前年は2.15%）、100～300人未満で2.93%（同2.90%）、300～500人未満で3.07%（同3.07%）、500～1,000人未満で2.91%（同2.59%）、1,000人以上で2.66%（同2.60%）となり、全ての規模企業で前年以上となった。

なお、民間企業全体の実雇用率2.74%と比較すると、100～300人未満、300～500人未満、500～1,000人未満規模企業が実雇用率を上回っている。

- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、45.5人～100人未満規模企業で55.8%（前年は53.8%）、100～300人未満で67.8%（同65.9%）、300～500人未満で63.6%（同60.7%）、500～1,000人未満で74.2%（同61.3%）、1,000人以上で90.5%（同63.6%）となり、全ての規模企業で前年より増加した。

〔第2表〕

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」、「鉱業・採石業・砂利採取業」、「情報通信業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「サービス業」以外の業種で前年よりも増加した。
- ・ 産業別の実雇用率は、「製造業」2.82%（前年は2.56%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」2.53%（同2.19%）、「運輸業、郵便業」2.85%（同2.88%）

「卸売業、小売業」2.51%（同2.38%）、「金融業・保険業」2.37%（同2.16%）、「生活関連サービス業、娯楽業」5.29%（同4.63%）、「医療、福祉」3.34%（同3.49%）、「複合サービス事業」3.61%（同3.09%）、「サービス業」2.60%（同2.49%）が法定雇用率を上回っている。

〔第3表〕

2. 公的機関における雇用状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.5%、県教育委員会は2.4%）

沖縄県（県教育委員会を除く）の5機関に在職している障害者の数は168.5人で、前年より7.3%（11.5人）増加しており、実雇用率は1.99%と、前年に比べ0.10ポイント上昇した。

また、沖縄県教育委員会に在職している障害者の数は199.5人で、前年より5.9%（12.5人）減少しており、実雇用率は1.70%と、前年に比べ0.08ポイント低下した。県の機関は6機関中3機関が達成。

〔第4表〕

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.5%）

県内市町村の機関に在職している障害者の数は427.5人で、前年より13.7%（51.5人）増加しているが、実雇用率は2.18%と、前年に比べ0.06ポイント低下した。

県内市町村は74関中48機関が達成。

〔第5表〕

3. 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等（法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は29.0人で、前年より11.5%（3.0人）増加しており、実雇用率は2.82%と、前年に比べ0.24ポイント上昇した。

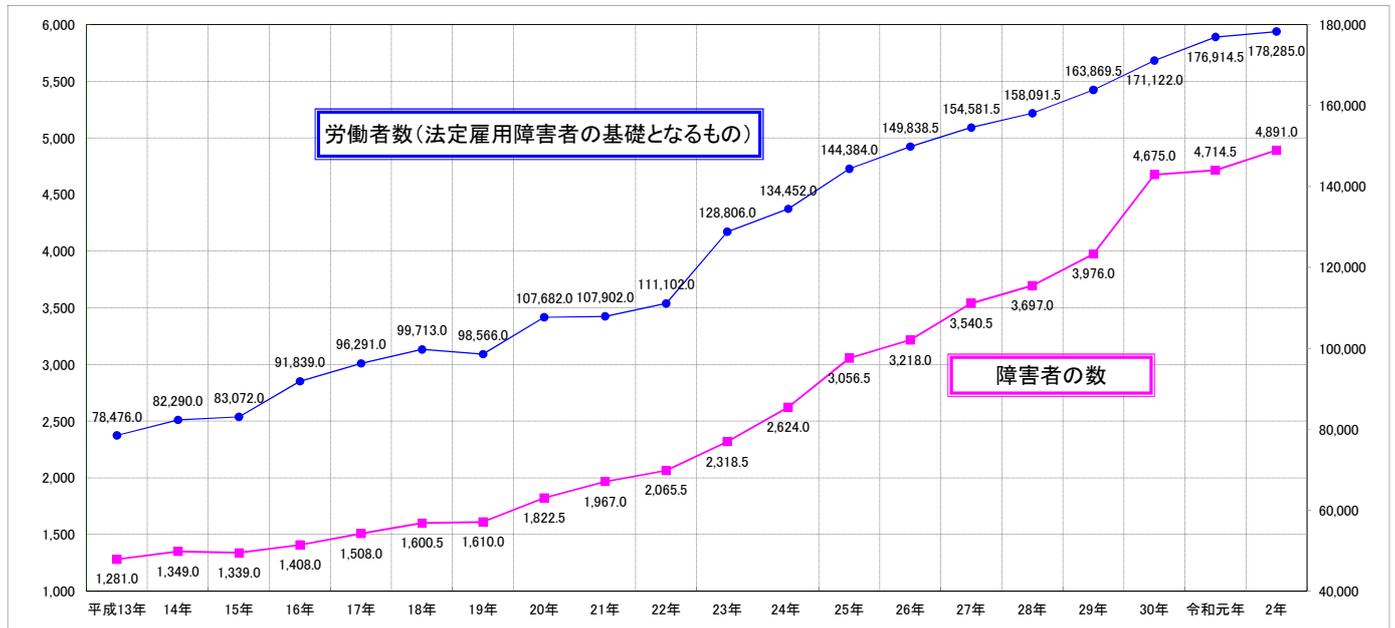
地方独立行政法人等は4機関中3機関が達成。

〔第6表〕

(1) 民間企業における障害者の数の推移

(人)

	平成13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
雇用障害者数	1,281	1,349	1,339	1,408	1,508	1,601	1,610	1,823	1,967	2,065.5	2,318.5	2,624.0	3,056.5	3,218.0	3,540.5	3,697.0	3,976.0	4,675.0	4,714.5	4,891.0
法定雇用障害者数の基礎となる労働者数	78,476	82,290	83,072	91,839	96,291	99,713	98,566	107,682	107,902	111,102.0	128,806.0	134,452.0	144,384.0	149,838.5	154,581.5	158,091.5	163,869.5	171,122.0	176,914.5	178,285.0



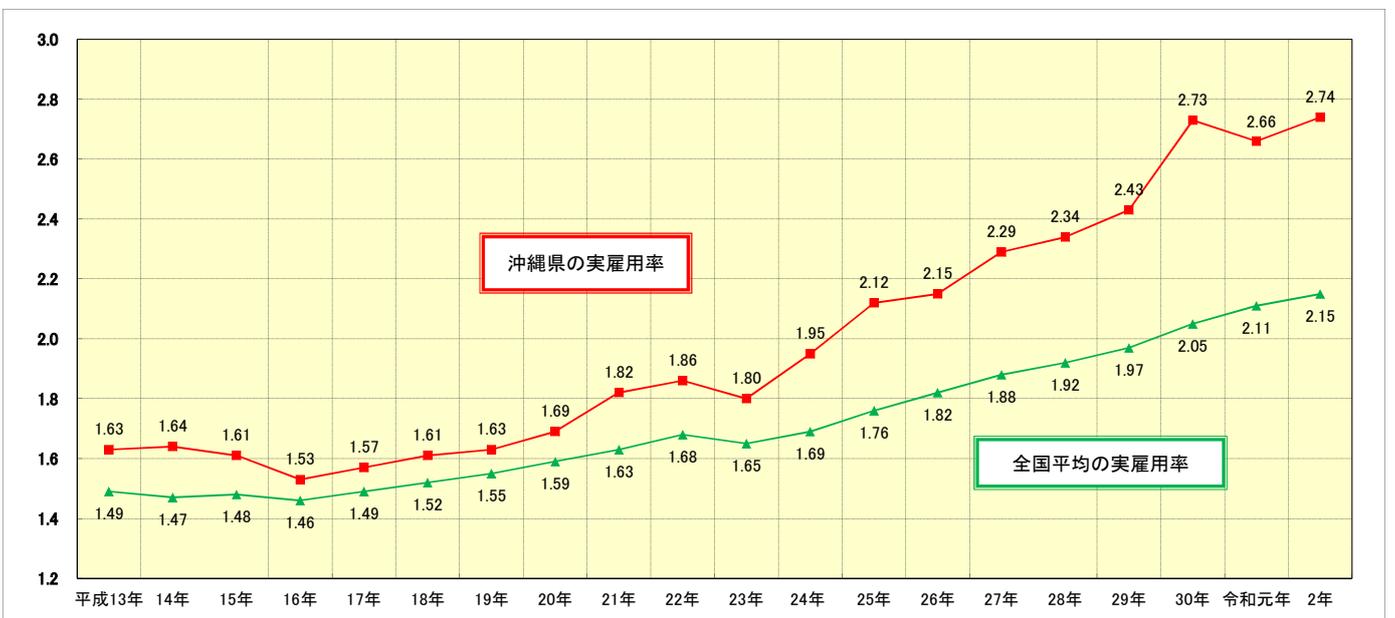
(注) 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引下げ等)があったため、平成23年以降と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない。

(注) 「法定雇用障害者数」については、P10参照 「労働者数」「障害者の数」については、P5第1表(注)参照

(2) 民間企業における障害者実雇用率の推移

(%)

	平成13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
全国	1.49	1.47	1.48	1.46	1.49	1.52	1.55	1.59	1.63	1.68	1.65	1.69	1.76	1.82	1.88	1.92	1.97	2.05	2.11	2.15
沖縄	1.63	1.64	1.61	1.53	1.57	1.61	1.63	1.69	1.82	1.86	1.80	1.95	2.12	2.15	2.29	2.34	2.43	2.73	2.66	2.74



(注) 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引下げ等)があったため、平成23年以降と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない。

<法定雇用率>



第1表 民間企業における障害者の雇用状況(総括表) (法定雇用率 2.2%適用)

区分	① 企業数	② の法定雇用基礎となる障害者数の算定	③ 身体障害者の数					④ 知的障害者の数					⑤ 精神障害者の数			⑥ 障害者の数 ③E+④E+⑤F	⑦ 実雇用率 ⑥÷②×100	⑧ 法定雇用率達成企業の数	⑨ 達成割合 ⑧÷①×100	
			A 重度身体障害者	B 労働者身体障害者である短時間	C 重度以外の身体障害者	D 短時間で労働者の身体障害者である	E 計 A×2+B+C+D×0.5	A 重度知的障害者	B 労働者知的障害者である短時間	C 重度以外の知的障害者	D 短時間で労働者の知的障害者である	E 計 A×2+B+C+D×0.5	C 精神障害者	D 精神障害者である短時間労働者 EにDのうち(注5)	F 計 C+(D-E)×0.5+E					
R2年計	1,014	178,285.0	743	216	853	197	2,653.5	200	73	799	333	1,438.5	437	552	172	799.0	4,891.0	2.74 %	631	62.2 %
R元年計	(1,013)	(176,914.5)	(710)	(184)	(867)	(198)	(2,570.0)	(196)	(67)	(724)	(308)	(1,337.0)	(406)	(521)	(282)	(807.5)	(4,714.5)	(2.66) %	(601)	(59.3) %

注：1. ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

- ③④A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- ③④⑤D欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、③④E欄及び⑤F欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ③④のA、C欄及び⑤のC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、③④のB、D欄及び⑤のD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- ⑤E欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
 (1)平成29年6月2日以降に採用された者であること。
 (2)平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- ⑥「障害者の数」とは、上記2～5の定義を踏まえ算出した③E、④E及び⑤Fの合計である。
- 精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

第2表 民間企業における規模別障害者の雇用状況

区分	① 企業数	② の法定雇用基礎となる障害者数の算定	③ 身体障害者の数					④ 知的障害者の数					⑤ 精神障害者の数			⑥ 障害者の数 ③E+④E+⑤F	⑦ 実雇用率 ⑥÷②×100	⑧ 法定雇用率達成企業の数	⑨ 達成割合 ⑧÷①×100	
			A 重度身体障害者	B 労働者身体障害者である短時間	C 重度以外の身体障害者	D 短時間で労働者の身体障害者である	E 計 A×2+B+C+D×0.5	A 重度知的障害者	B 労働者知的障害者である短時間	C 重度以外の知的障害者	D 短時間で労働者の知的障害者である	E 計 A×2+B+C+D×0.5	C 精神障害者	D 精神障害者である短時間労働者 EにDのうち(注5)	F 計 C+(D-E)×0.5+E					
45.5～ 100人未満	505	33,646.5	107	22	153	24	401.0	36	17	127	56	244.0	68	50	19	102.5	747.5	2.22 %	282	55.8 %
	(506)	(33,954.5)	(119)	(18)	(157)	(22)	(424.0)	(36)	(15)	(105)	(37)	(210.5)	(66)	(35)	(21)	(94.0)	(728.5)	(2.15) %	(272)	(53.8) %
100～ 300人未満	391	57,290.0	259	121	288	107	980.5	24	24	189	132	327.0	142	371	90	372.5	1,680.0	2.93 %	265	67.8 %
	(393)	(58,971.5)	(247)	(101)	(302)	(103)	(948.5)	(35)	(24)	(183)	(143)	(348.5)	(131)	(364)	(199)	(412.5)	(1,709.5)	(2.90) %	(259)	(65.9) %
300～ 500人未満	66	22,393.0	95	20	116	30	341.0	58	12	110	37	256.5	57	47	17	89.0	686.5	3.07 %	42	63.6 %
	(61)	(19,826.0)	(87)	(18)	(109)	(29)	(315.5)	(46)	(11)	(96)	(27)	(212.5)	(54)	(34)	(19)	(80.5)	(608.5)	(3.07) %	(37)	(60.7) %
500～ 1,000人未満	31	18,825.0	97	14	95	10	308.0	19	4	104	27	159.5	67	21	7	81.0	548.5	2.91 %	23	74.2 %
	(31)	(18,800.5)	(91)	(14)	(109)	(16)	(313.0)	(8)	(1)	(76)	(19)	(102.5)	(55)	(23)	(11)	(72.0)	(487.5)	(2.59) %	(19)	(61.3) %
1,000人以上	21	46,130.5	185	39	201	26	623.0	63	16	269	81	451.5	103	63	39	154.0	1,228.5	2.66 %	19	90.5 %
	(22)	(45,362.0)	(166)	(33)	(190)	(28)	(569.0)	(71)	(16)	(264)	(82)	(463.0)	(100)	(65)	(32)	(148.5)	(1,180.5)	(2.60) %	(14)	(63.6) %
R2年計	1,014	178,285.0	743	216	853	197	2,653.5	200	73	799	333	1,438.5	437	552	172	799.0	4,891.0	2.74 %	631	62.2 %
R元年計	(1,013)	(176,914.5)	(710)	(184)	(867)	(198)	(2,570.0)	(196)	(67)	(724)	(308)	(1,337.0)	(406)	(521)	(282)	(807.5)	(4,714.5)	(2.66) %	(601)	(59.3) %

注：第1表の注と同じ
 ：()内は、令和元年の数値である

第3表 民間企業における産業別障害者の雇用状況

区分	①	②	③ 身体障害者の数					④ 知的障害者の数					⑤ 精神障害者の数			⑥	⑦	⑧	⑨	
	企業数	の法定雇用基礎となる障害者数の算定	A 重度身体障害者	B 重度身体障害者である短時間	C 重度以外の身体障害者	D 短時間以外の身体障害者である	E 計 A×2+B+C+D×0.5	A 重度知的障害者	B 重度知的障害者である短時間	C 重度以外の知的障害者	D 短時間以外の知的障害者である	E 計 A×2+B+C+D×0.5	C 精神障害者	D 精神障害者である短時間労働	F 計 C+(D-E)×0.5+E	障害者の数 ③E+④E+⑤F	実雇用率 ⑥÷②×100	法定雇用率達成企業の数	達成割合 ⑧÷①×100	
農、林、漁業	2	113.5	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	0.00%	0	0.0%	
	(2)	(126.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0.00%)	(0)	(0.0%)	
鉱業・採石業・砂利採取業	1	65.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	0.00%	0	0.0%	
	(1)	(61.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0.00%)	(0)	(0.0%)	
建設業	60	5,800.0	22	0	25	2	70.0	0	0	10	0	10.0	10	0	10.0	90.0	1.55%	30	50.0%	
	(58)	(5,551.5)	(21)	(0)	(25)	(2)	(68.0)	(0)	(0)	(6)	(0)	(6.0)	(9)	(1)	(1)	(10.0)	(84.0)	(1.51%)	(29)	(50.0%)
製造業	84	10,185.5	44	5	47	7	143.5	16	2	68	18	111.0	24	12	6	33.0	287.5	2.82%	54	64.3%
	(82)	(10,112.5)	(38)	(4)	(39)	(14)	(126.0)	(14)	(3)	(61)	(17)	(100.5)	(24)	(10)	(7)	(32.5)	(259.0)	(2.56%)	(47)	(57.3%)
電気・ガス・熱供給・水道業	3	1,933.5	22	0	4	0	48.0	0	0	0	0	0.0	1	0	0	1.0	49.0	2.53%	3	100.0%
	(3)	(1,921.0)	(20)	(0)	(2)	(0)	(42.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(42.0)	(2.19%)	(2)	(66.7%)
情報通信業	61	8,000.0	27	3	26	6	86.0	0	0	2	0	2.0	37	3	3	40.0	128.0	1.60%	28	45.9%
	(64)	(9,280.0)	(34)	(4)	(33)	(5)	(107.5)	(0)	(0)	(2)	(0)	(2.0)	(33)	(4)	(3)	(36.5)	(146.0)	(1.57%)	(29)	(45.3%)
運輸業・郵便業	69	11,725.0	58	5	96	14	224.0	7	0	51	6	68.0	36	8	5	42.5	334.5	2.85%	51	73.9%
	(70)	(10,254.5)	(55)	(5)	(90)	(6)	(208.0)	(4)	(0)	(39)	(4)	(49.0)	(31)	(10)	(4)	(38.0)	(295.0)	(2.88%)	(48)	(68.6%)
卸売業・小売業	190	40,025.0	106	22	145	23	390.5	64	17	310	90	500.0	71	61	29	116.0	1,006.5	2.51%	112	58.9%
	(197)	(40,001.5)	(104)	(22)	(146)	(29)	(390.5)	(58)	(12)	(287)	(90)	(460.0)	(63)	(57)	(23)	(103.0)	(953.5)	(2.38%)	(121)	(61.4%)
金融業・保険業	13	6,508.5	40	0	36	2	117.0	2	0	6	0	10.0	26	1	1	27.0	154.0	2.37%	9	69.2%
	(14)	(6,636.5)	(34)	(0)	(41)	(1)	(109.5)	(2)	(0)	(5)	(0)	(9.0)	(24)	(1)	(1)	(25.0)	(143.5)	(2.16%)	(7)	(50.0%)
不動産業・物品賃貸業	35	3,350.5	16	2	9	0	43.0	2	0	15	1	19.5	3	2	1	4.5	67.0	2.00%	19	54.3%
	(33)	(3,358.5)	(13)	(1)	(9)	(0)	(36.0)	(4)	(0)	(15)	(2)	(24.0)	(4)	(1)	(0)	(4.5)	(64.5)	(1.92%)	(18)	(54.5%)
学術研究・専門・技術サービス業	29	3,167.0	13	3	18	1	47.5	0	0	1	3	2.5	7	1	0	7.5	57.5	1.82%	16	55.2%
	(34)	(3,360.5)	(11)	(1)	(20)	(1)	(43.5)	(0)	(0)	(1)	(2)	(2.0)	(9)	(3)	(2)	(11.5)	(57.0)	(1.70%)	(16)	(47.1%)
宿泊業・飲食サービス業	80	13,683.5	47	10	53	15	164.5	12	4	38	19	75.5	19	15	9	31.0	271.0	1.98%	41	51.3%
	(78)	(12,876.0)	(41)	(8)	(60)	(7)	(153.5)	(12)	(2)	(36)	(17)	(70.5)	(17)	(8)	(6)	(24.0)	(248.0)	(1.93%)	(37)	(47.4%)
生活関連サービス業・娯楽業	45	6,343.5	42	7	35	3	127.5	46	3	74	13	175.5	21	15	8	32.5	335.5	5.29%	24	53.3%
	(46)	(8,216.0)	(51)	(6)	(46)	(7)	(157.5)	(48)	(4)	(84)	(12)	(190.0)	(23)	(12)	(8)	(33.0)	(380.5)	(4.63%)	(23)	(50.0%)
教育・学習支援業	19	2,133.0	9	0	9	1	27.5	0	2	0	2	3.0	2	2	2	4.0	34.5	1.62%	12	63.2%
	(20)	(2,005.0)	(7)	(0)	(9)	(2)	(24.0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1.0)	(2)	(0)	(0)	(2.0)	(27.0)	(1.35%)	(11)	(55.0%)
医療、福祉	225	44,975.0	209	129	238	96	833.0	27	40	115	139	278.5	137	409	96	389.5	1,501.0	3.34%	162	72.0%
	(210)	(41,341.5)	(193)	(103)	(220)	(94)	(756.0)	(31)	(38)	(97)	(132)	(263.0)	(121)	(389)	(216)	(423.5)	(1,442.5)	(3.49%)	(143)	(68.1%)
複合サービス事業	6	4,700.0	16	2	23	3	58.5	19	1	45	14	91.0	14	7	5	20.0	169.5	3.61%	4	66.7%
	(7)	(4,859.5)	(12)	(2)	(25)	(1)	(51.5)	(19)	(1)	(42)	(7)	(84.5)	(11)	(5)	(1)	(14.0)	(150.0)	(3.09%)	(4)	(57.1%)
サービス業	92	15,576.5	72	28	89	24	273.0	5	4	64	28	92.0	29	16	7	40.5	405.5	2.60%	66	71.7%
	(94)	(16,953.0)	(76)	(28)	(102)	(29)	(296.5)	(4)	(6)	(49)	(25)	(75.5)	(35)	(20)	(10)	(50.0)	(422.0)	(2.49%)	(66)	(70.2%)
令和2年計	1,014	178,285.0	743	216	853	197	2,653.5	200	73	799	333	1,438.5	437	552	172	799.0	4,891.0	2.74%	631	62.2%
令和元年計	(1,013)	(176,914.5)	(710)	(184)	(867)	(198)	(2,570.0)	(196)	(67)	(724)	(308)	(1,337.0)	(406)	(521)	(282)	(807.5)	(4,714.5)	(2.66%)	(601)	(59.3%)

注：第1表の注と同じ
：()内は、令和元年の数値である

第4表 沖縄県の機関における障害者の雇用状況(法定雇用率2.5%、教育委員会は2.4%適用)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
合計	20,200.5 (20,250.0)	368.0 (369.0)	1.82% (1.82%)	135.0 (134.0)
沖縄県 知事部局	5,402.5	119.0	2.20%	16.0
沖縄県 病院事業局	2,274.0	18.5	0.81%	37.5
沖縄県 企業局	269.0	12.0	4.46%	0.0
沖縄県 警察本部	463.0	17.0	3.67%	0.0
沖縄県 議会事務局	53.0	2.0	3.77%	0.0
小計	8,461.5 (8,319.5)	168.5 (157.0)	1.99% (1.89%)	53.5 (60.0)
沖縄県 教育委員会	11,739.0	199.5	1.70%	81.5
小計	11,739.0 (11,930.5)	199.5 (212.0)	1.70% (1.78%)	81.5 (74.0)

対象機関 6
うち達成 3
達成割合 50.0%

第5表 県内市町村における障害者の雇用状況(法定雇用率2.5%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
計	19,569.5 (16,754.0)	427.5 (376.0)	2.18% (2.24%)	69.0 (42.0)
那覇市	2,477.0	62.5	2.52%	0.0
宜野湾市	788.0	16.0	2.03%	3.0
石垣市	655.0	17.0	2.60%	0.0
浦添市	665.5	17.0	2.55%	0.0
名護市	717.5	15.0	2.09%	2.0
糸満市	558.5	13.0	2.33%	0.0
沖縄市	1,284.5	24.0	1.87%	8.0
豊見城市	404.0	12.0	2.97%	0.0
うるま市	974.0	26.0	2.67%	0.0
宮古島市	839.5	17.0	2.03%	3.0
南城市	270.5	10.0	3.70%	0.0
国頭村	105.5	2.0	1.90%	0.0
大宜味村	91.0	2.0	2.20%	0.0
東村	99.0	1.0	1.01%	1.0
今帰仁村	119.0	2.0	1.68%	0.0
本部町	145.0	6.0	4.14%	0.0
恩納村	216.0	6.0	2.78%	0.0
宜野座村	159.0	5.0	3.14%	0.0
金武町	224.0	5.0	2.23%	0.0
伊江村	116.0	3.0	2.59%	0.0
読谷村	310.0	6.0	1.94%	1.0
嘉手納町	156.0	4.0	2.56%	0.0
北谷町	323.0	8.0	2.48%	0.0
北中城村	171.5	4.0	2.33%	0.0
中城村	161.0	1.0	0.62%	3.0
西原町・西原町教育委員会	378.5	4.0	1.06%	5.0
与那原町	155.0	3.0	1.94%	0.0
南風原町・南風原町教育委員会	380.5	11.0	2.89%	0.0
座間味村	102.0	4.0	3.92%	0.0
粟国村	97.5	2.0	2.05%	0.0
南大東村	80.0	3.0	3.75%	0.0
北大東村	49.5	0.0	0.00%	1.0
伊平屋村	83.0	3.0	3.61%	0.0
伊是名村	74.0	4.0	5.41%	0.0
久米島町	228.0	7.0	3.07%	0.0
八重瀬町	165.5	5.0	3.02%	0.0
多良間村	91.5	2.0	2.19%	0.0
竹富町	199.5	2.0	1.00%	2.0
与那国町	51.0	3.0	5.88%	0.0
那覇市教育委員会	698.5	19.0	2.72%	0.0
宜野湾市教育委員会	339.5	3.0	0.88%	5.0
石垣市教育委員会	214.5	5.0	2.33%	0.0
浦添市教育委員会	163.5	4.0	2.45%	0.0
名護市教育委員会	297.0	3.0	1.01%	4.0

対象機関 74
うち達成 48
達成割合 64.9%

注6

糸満市教育委員会	159.5	6.0	3.76%	0.0
沖縄市教育委員会	557.5	4.0	0.72%	9.0
豊見城市教育委員会	159.0	7.0	4.40%	0.0
うるま市教育委員会	465.5	8.0	1.72%	3.0
宮古島市教育委員会	252.0	2.0	0.79%	4.0
南城市教育委員会	88.0	3.0	3.41%	0.0
国頭村教育委員会	74.5	1.0	1.34%	0.0
大宜味村教育委員会	50.0	0.0	0.00%	1.0
今帰仁村教育委員会	63.5	0.0	0.00%	1.0
本部町教育委員会	108.0	2.0	1.85%	0.0
恩納村教育委員会	86.5	1.0	1.16%	1.0
金武町教育委員会	78.0	0.0	0.00%	1.0
伊江村教育委員会	58.0	0.0	0.00%	1.0
読谷村教育委員会	140.0	3.0	2.14%	0.0
嘉手納町教育委員会	62.5	1.0	1.60%	0.0
北谷町教育委員会	202.5	2.0	0.99%	3.0
北中城村教育委員会	77.5	2.0	2.58%	0.0
中城村教育委員会	102.0	0.0	0.00%	2.0
久米島町教育委員会	78.5	1.0	1.27%	0.0
八重瀬町教育委員会	52.0	1.0	1.92%	0.0
竹富町教育委員会	92.5	0.0	0.00%	2.0
那覇市上下水道局	187.0	5.0	2.67%	0.0
宜野湾市上下水道局	47.0	2.0	4.26%	0.0
石垣市水道部	49.0	1.0	2.04%	0.0
浦添市上下水道部	52.5	0.0	0.00%	1.0
沖縄市上下水道局	79.5	1.0	1.26%	0.0
宮古島市上下水道部	45.0	0.0	0.00%	1.0
沖縄県介護保険広域連合	109.5	2.0	1.83%	0.0
倉浜衛生施設組合	62.0	1.0	1.61%	0.0
沖縄県後期高齢者医療広域連合	52.0	0.0	0.00%	1.0

(第4・5表関係注釈)

- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、平成29年6月2日以降に採用された者又は平成29年6月2日より前に採用され同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。
- ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 記載のない市町村等は、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」が40.0人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。
- 計欄の下段()内の数字は令和元年の数値である。
- 西原町・西原町教育委員会においては、12月1日時点において、障害者数10.0人、実雇用率2.61%、不足数0.0人となっている。

第6表 地方独立行政法人等における障害者の雇用状況(法定雇用率2.5%適用)

法人名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
計	1,028.5 (1,006.0)	29.0 (26.0)	2.82% (2.58%)	1.0 (1.0)
沖縄県住宅供給公社	63.0	1.0	1.59%	0.0
沖縄県土地開発公社	43.0	2.0	4.65%	0.0
地方独立行政法人 那覇市立病院	780.0	24.0	3.08%	0.0
公立大学法人 名桜大学	142.5	2.0	1.40%	1.0

対象機関 4
うち達成 3
達成割合 75.0%

注3

(第6表関係注釈)

- 「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令」別表第二第一号～第八号に定める特殊法人(独立行政法人、国立大学法人、沖縄振興開発金融公庫、沖縄科学技術大学院大学学園等)については、厚生労働省にて発表。
- 計欄の下段()内の数字は令和元年の数値である。
- 名桜大学においては、8月13日時点において、障害者の数3.0人、実雇用率2.09%、不足数0.0人となっている。

都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数
全国	2.15	0.04	48.6	0.6	49,956 / 102,698
北海道	2.35	0.08	50.9	0.5	1,900 / 3,734
青森	2.30	0.01	54.1	△1.0	536 / 991
岩手	2.28	0.01	57.0	0.4	582 / 1,021
宮城	2.17	0.06	51.4	1.0	786 / 1,529
秋田	2.25	0.11	63.8	3.4	491 / 769
山形	2.11	0.02	53.6	0.4	508 / 947
福島	2.16	0.05	55.7	1.0	811 / 1,456
茨城	2.19	0.05	52.1	1.7	853 / 1,637
栃木	2.18	0.11	57.4	1.1	732 / 1,276
群馬	2.16	0.02	56.6	0.6	887 / 1,567
埼玉	2.30	0.08	49.5	0.7	1,729 / 3,494
千葉	2.12	0.01	51.9	0.3	1,362 / 2,626
東京	2.04	0.04	32.5	0.5	7,049 / 21,680
神奈川	2.13	0.04	47.4	0.9	2,280 / 4,815
新潟	2.17	0.05	59.0	1.2	1,160 / 1,966
富山	2.13	0.05	56.9	0.8	601 / 1,057
石川	2.35	0.07	56.4	△0.3	621 / 1,101
福井	2.44	0.09	58.9	1.8	435 / 739
山梨	2.05	0.02	56.2	0.2	349 / 621
長野	2.25	0.08	58.8	0.7	1,009 / 1,715
岐阜	2.17	0.00	54.5	△0.8	880 / 1,616
静岡	2.19	0.04	52.3	0.6	1,603 / 3,064
愛知	2.08	0.06	47.2	1.0	3,027 / 6,407
三重	2.28	0.02	59.0	0.7	722 / 1,224
滋賀	2.29	0.01	56.2	0.5	497 / 885
京都	2.24	0.01	53.1	0.5	1,005 / 1,893
大阪	2.12	0.04	43.8	0.7	3,674 / 8,396
兵庫	2.21	0.05	50.9	△0.1	1,771 / 3,481
奈良	2.83	0.04	62.5	2.7	424 / 678
和歌山	2.53	0.07	61.6	△0.5	380 / 617
鳥取	2.37	0.09	63.0	4.4	298 / 473
島根	2.59	0.10	68.0	△1.5	395 / 581
岡山	2.44	△0.01	53.6	0.8	789 / 1,471
広島	2.25	0.07	49.0	0.9	1,155 / 2,356
山口	2.61	0.02	58.6	1.0	561 / 958
徳島	2.22	△0.04	62.7	1.9	326 / 520
香川	2.08	0.03	55.7	0.0	486 / 873
愛媛	2.29	0.07	52.8	△0.9	557 / 1,055
高知	2.40	0.04	62.7	1.2	334 / 533
福岡	2.18	0.06	52.8	2.2	2,086 / 3,954
佐賀	2.65	0.04	68.9	0.2	417 / 605
長崎	2.61	0.07	62.7	1.4	638 / 1,017
熊本	2.35	0.03	58.9	2.0	758 / 1,288
大分	2.55	△0.03	60.8	△1.5	531 / 874
宮崎	2.52	0.07	63.6	0.6	538 / 846
鹿児島	2.44	0.04	62.0	1.6	792 / 1,278
沖縄	2.74	0.08	62.2	2.9	631 / 1,014

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者（法定雇用障害者）を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……

{	一般の民間企業 …………… 2. 2%
	(45.5人以上規模の企業)
{	特殊法人等 …………… 2. 5%
	〔労働者数40.0人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等〕

- 国、地方公共団体 …………… 2. 5%
- (40.0人以上規模の機関)

- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4%
- (42.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること